

愛知県建築基準法関係例規集[平成 29 年版]

平成 30 年 3 月改訂

平成 29 年版について、1 項目の削除、2 項目の見直し、1 項目の新規追加を行いました。

適用日 平成 30 年 4 月 1 日

内容	頁
<u>基準総則</u> (PDF ファイル 0.3MB)	P10、72-74、新規
<u>集団規定</u> (PDF ファイル 0.2MB)	P160-162
<u>参考資料</u> (PDF ファイル 0.2MB)	P227、242

■ 観覧場 (平15.10)

法別表第1(い)欄(1)項の「観覧場」とは、スポーツショー・催し物等を不特定多数の人に観覧させるための施設で観覧席(スタンド又は客席)を有するものをいい、次のものが該当する。

- ① 屋外観覧場：野球場・競馬場・水泳場等
- ② 屋内観覧場：室内競技場・室内水泳場・室内スケート場・プラネタリウム等

なお、学校(大学、各種学校)における体育施設(野球場、運動場)や体育館、競技場、水泳場等で観覧席を併設するものであっても観覧させることを主たる目的としない施設は、「観覧場」に該当しない。

■ 遊技場 (平15.10)

(1) 法別表第1(い)欄(4)項の「遊技場」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)による「射幸心をそそるおそれのある遊技」をさせるための営業施設をいい、次のものが該当する。

- ① マージャン屋
- ② パチンコ屋
- ③ 射的場
- ④ ゲームセンター、カジノ等(飲食店等にスロットマシン、テレビゲーム機等を設置しただけのものは、直ちにこれに該当するものではない。)

(2) 次に掲げるものは「遊技場」に該当しない。

- ① 碁会所
- ② 将棋道場
- ③ ビリヤード場

なお、場外勝馬投票券発売所、競輪場外車券売場、競艇場外発売場については、令第115条の3第三号に規定する「物品販売業を営む店舗」に該当するものとし、カラオケボックス(コンテナボックスを利用したものを含む。)は、同表(い)欄(4)項に規定する「遊技場」に該当するものとして取り扱う。

【参考】 ◇ コンテナを利用した建築物の取扱いについて(平元住指発239)

面積、高さ及び階数の算定（小屋裏物置1）

法第92条、令第2条第1項第三号、第八号

■ 小屋裏物置等の取扱い（平15.10 [改正]平22.12 平29.4 平30.4）

(1) 小屋裏、天井裏及び床下等の余剰空間を利用して設ける物置等（以下「小屋裏物置等」という。）で、以下の全てに該当するものについては、階とみなさないこととし、当該部分は床面積に算入しない。

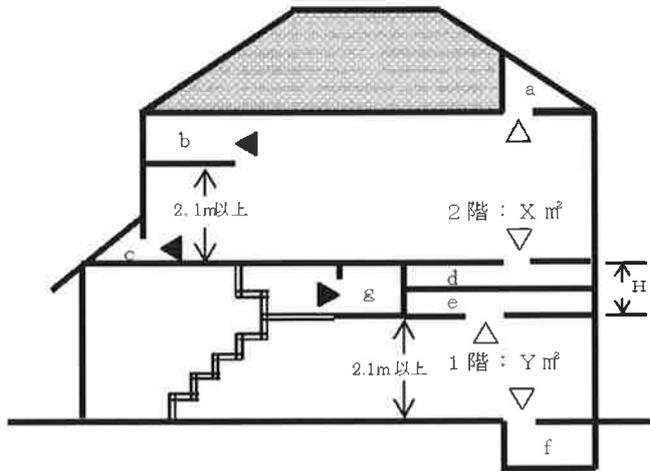
- ① 1の階に存する小屋裏物置等及び小屋裏物置等への専用固定階段の部分の水平投影面積の合計（共同住宅等にあつては各住戸単位で算定。）が、当該小屋裏物置等が存する階の床面積の1/2未満であること。なお、階の中間に設ける小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計が、その接する上下それぞれの階の床面積の1/2未満であること。
- ② 小屋裏物置等の最高の内法高さが1.4m以下（小屋裏物置等への専用固定階段部分は除く）であること。なお、上下階にそれぞれ小屋裏物置等が存在し、上下に連続する場合は、内法高さの合計が1.4m以下であること。
- ③ 階の中間に設ける小屋裏物置等については、当該部分の直下又は直上の天井高さが2.1m以上であること（梁が露出している構造等の天井の場合は、梁下端にて天井高さを確保すること）。

	制限の有無 有:○ 無:×	要件
建築物の用途	○	一戸建の住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸とし、兼用住宅は使い勝手が住宅部分からの場合に限る（住宅展示場における住宅を含む）。
建築物の構造	×	—
物置の面積	○	水平投影面積がその存する部分の1/2未満とし、長屋又は共同住宅の場合は、各戸単位で算定する。
物置の内法高さ	○	最高部分で1.4m
固定階段	×	小屋裏物置等に専用する固定階段を設置する場合は、当該階段を令第27条で規定する特殊の用途に専用する階段として取り扱う。

[つづく]

■ 小屋裏物置等の取扱い [つづき]

(2) 存する部分の床面積2分の1の取扱いは以下のとおりとする。



- a: 2階小屋裏物置の水平投影面積
- b: 2階ロフト（物置限定）の水平投影面積
（直下の天井高さが2.1m以上であること）
- c: 2階から利用する1階小屋裏物置の水平投影面積
- d: 2階床下物置の水平投影面積
- e: 1階天井裏物置の水平投影面積
- f: 1階床下物置の水平投影面積
- g: 階段から利用する1階天井裏物置の水平投影面積

H: 1.4m以下（内法高さの合計）

▶: 横利用

△: 上下利用

X: 2階の床面積

Y: 1階の床面積

$$a + b + c + d < X / 2$$

$$e + f + g < Y / 2$$

$$c + d + e + g < X / 2 \text{ かつ } Y / 2$$

の条件が満たされていれば、小屋裏物置等の部分は階として取扱わない。

- 【解説】
- ・小屋裏物置等とは、小屋裏・天井裏・床下等の余剰空間を利用するものであり、用途については収納に限定される。
 - ・小屋裏物置等は、主たる空間でない余剰空間を利用するものであり、意図的に天井を下げて、又は床を上げて設けた形態はこれに該当しないため当該部分の直下又は直上の天井高さは2.1m以上必要となる。
 - ・階段等から利用する小屋裏物置等について、当該部分を収納として利用する場合は、階として取り扱わず当該部分の下階に属するものとする。例えば、1階から2階の間の階段等から小屋裏物置等（前図のg部分）を設ける場合は、当該部分は階として算定せずに1階に属するものとするため、全体としてこの建築物の階数は2となる。ただし、この小屋裏物置等は階の間に設ける小屋裏物置等として取り扱うこととなるため、当該部分を階として扱わないようにするためには、他の小屋裏物置等を含めた水平投影面積の合計を、その接する上下それぞれの階の床面積の1/2未満とする必要がある。
 - ・なお、構造や階高など、計画によっては余剰空間と言えない計画もあるので注意が必要である。
 - ・物置を設置するために屋根の一部を高くすることや小屋裏の物置が別室あるいは屋上への通路となる場合には、小屋裏物置等と取り扱わない。

[つづく]

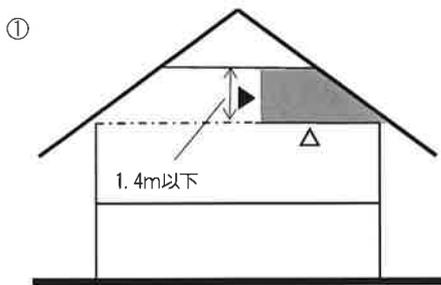
面積、高さ及び階数の算定（小屋裏物置3）

法第92条、令第2条第1項第三号、第八号

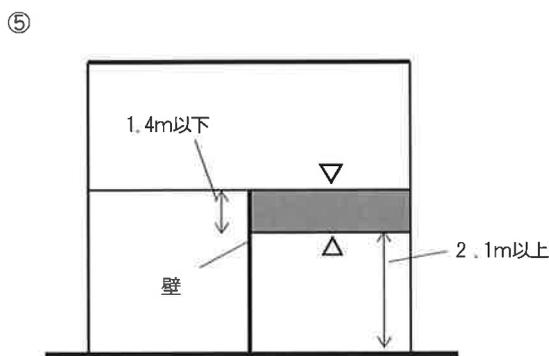
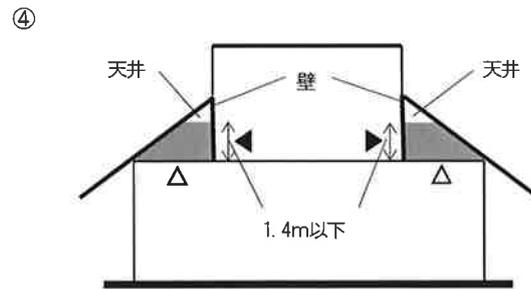
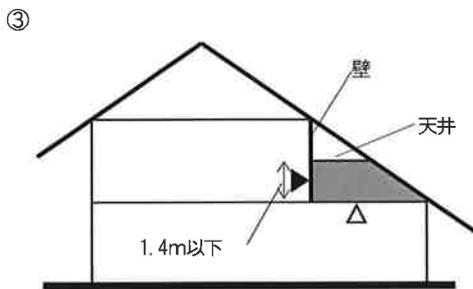
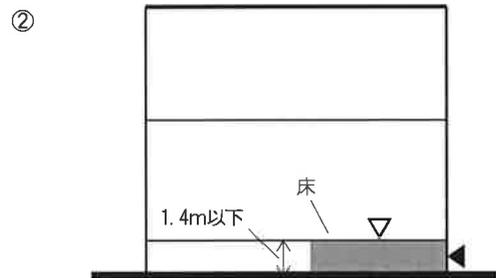
■ 小屋裏物置等の取扱い [つづき]

(3) 余剰空間及び使い勝手について

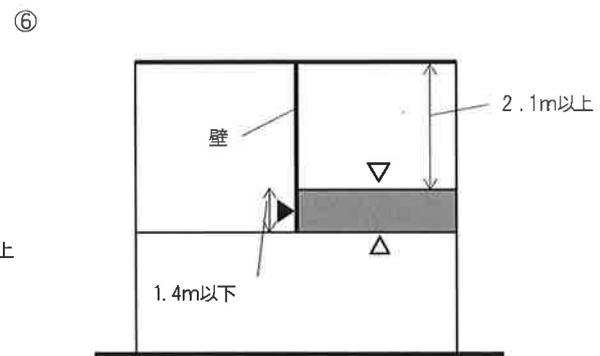
■ 物置等利用部分
▶：横利用 △：上下利用



※ロフトも含む
-----：小屋裏物置等床レベル



※ロフトも含む



- 【参考】 ◇ 小屋裏利用の物置の取扱い（昭55住指発24）
◇ 建築基準法の一部を改正する法律の施行について（平12住指発682）

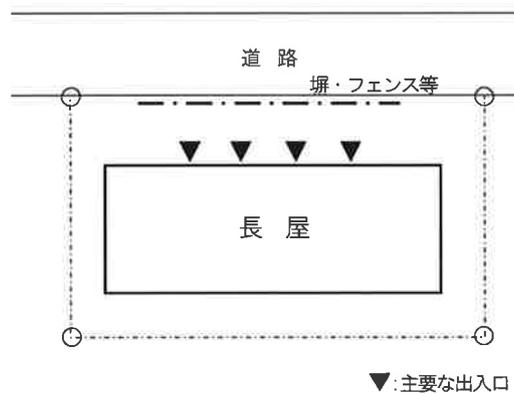
長屋の各戸の主要な出入口が道路に面する場合

法第40条、県条例第10条

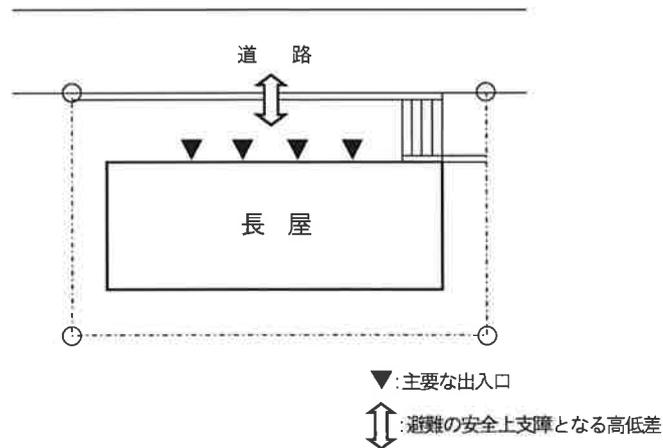
■ 長屋の各戸の主要な出入口が道路に面する場合の取扱い (H30.4)

次に掲げる場合は、県条例第10条第二号における「各戸の主要な出入口は、道路に面すること。」に該当しない。

- (1) 各戸の主要な出入口の前に避難の安全上支障となる塀・フェンス、自動車車庫、自転車車庫若しくは生垣等がある場合（塀・フェンス等に、避難の安全上支障とならない出入口が各戸の主要な出入口の前面に設けられている場合又は青空駐車等で物理的に避難の妨げにならない場合は除く。）



- (2) 各戸の主要な出入口と前面の道路との間に、避難の安全上支障となる高低差がある場合



※高低差の取扱いについては、特定行政庁により異なる場合があります。

用途地域 — 建築用途の分類19（社会福祉施設①）

法第48条、法別表第2

■ 社会福祉施設の用途規制①（平15.10 [改正]平22.12 平29.4 平30.4）

各施設の法別表第2での分類例を下表に示す。なお、名称等によって形式的に判断するのではなく、当該施設の主たる機能や形態に着目し、実態に応じて判断する。

平成29年10月1日現在

法	施設	名称	法別表第2での分類	一低住専	二低住専	一中住専	二中住専	一住居	二住居	準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用		
老人福祉法	老人福祉施設	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
		老人福祉センター	(い) 項九号 (600㎡以内)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(は) 項四号 (600㎡超)		×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
—	—	有料老人ホーム	(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
児童福祉法	児童福祉施設	乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童発達支援事業を行う施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設	(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
		保育所（無認可施設を含む※）	(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		幼保連携型認定こども園	(い) 項四号 (い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		児童厚生施設 児童家庭支援センター 地域子育て支援拠点事業を行う施設 放課後等デイサービスを行う施設	(い) 項九号 (600㎡以内)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(は) 項四号 (600㎡超)	×		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<p>凡例 ○：建築可 ×：建築不可 ※：託児所を含む。</p>																	

用途地域 — 建築用途の分類20（社会福祉施設②）

法第48条、法別表第2

■ 社会福祉施設の用途規制② [つづき]

平成29年10月1日現在

法	施設	名称	法別表第2での分類	一低住専	二低住専	一中住専	二中住専	一住居	二住居	準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用		
生活保護法	その他	救護施設 更生施設 宿所提供施設 授産施設（社会福祉法第2条第2項第7号に基づく授産施設を含む。以下同じ）※ ₁	(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
		授産施設※ ₃	(い) 項九号 (600㎡以内)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			(は) 項四号 (600㎡超)	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障害者総合支援法	その他	医療従事施設（診療所となる場合）	(い) 項八号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		医療従事施設（病院となる場合）	(は) 項三号	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
身体障害者福祉法	福祉施設	福祉ホーム 障害者支援施設※ ₂	(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
		障害者支援施設※ ₃ 地域活動支援センター	(い) 項九号 (600㎡以内) (は) 項四号 (600㎡超)	○ ×	○ ×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
売春防止法	更生保護事業法	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視覚障害者情報提供施設	(い) 項九号 (600㎡以内) (は) 項四号 (600㎡超)	○ ×	○ ×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		婦人保護施設	(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
—	—	更生保護事業に係る施設	(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
		介護予防センター (地域の高齢者の機能向上支援)	(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
—	—	介護予防センター (各種相談が主の場合)	(い) 項九号 (600㎡以内)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			(は) 項四号 (600㎡超)	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

凡例 ○：建築可 ×：建築不可
 ※₁：居住のための施設として継続的入所施設
 ※₂：居住のための施設として継続的入所施設、近隣住民に必要な不可欠な通園施設
 ※₃：騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがない集会・通園施設

■ 社会福祉施設の用途規制③ [つづき]

平成29年10月1日現在

法	施設	名称	法別表第2での分類	一低住専	二低住専	一中住専	二中住専	一住居	二住居	準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	
介護保険法	その他の社会福祉施設	訪問介護を行う事業所※ ₁ 訪問入浴介護を行う事業所※ ₁ 訪問看護を行う事業所※ _{1,2} 訪問リハビリテーションを行う事業所※ _{1,2} 居宅療養管理指導を行う事業所※ _{1,3} 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所※ ₁ 夜間対応型訪問介護を行う事業所※ ₁ 居宅介護支援を行う事業所※ ₁ 介護予防訪問入浴介護を行う事業所※ ₁ 介護予防訪問看護を行う事業所※ _{1,2} 介護予防訪問リハビリテーションを行う事業所※ _{1,2} 介護予防居宅療養管理指導を行う事業所※ _{1,3} 介護予防支援を行う事業所※ ₁ 訪問型サービスを行う事業所※ ₄ 訪問型サービスに準じるサービスを行う事業所※ ₅ 地域包括支援センター 介護予防訪問介護を行う事業所※ ₁	(い) 項九号 (600㎡以内)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			(は) 項四号 (600㎡超)	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		小規模多機能型居宅介護施設	(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
		介護老人保健施設(診療所となる場合)	(い) 項八号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護老人保健施設(病院となる場合)	(は) 項三号	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
<p>凡例 ○：建築可 ×：建築不可 ※₁：これに相当するサービスを行う施設を含む ※₂：病院又は診療所以外のもの ※₃：病院又は診療所又は店舗以外のもの ※₄：介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活総合事業のうち、同項第1号イに規定する第一号訪問事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)第2第4項(1)に掲げるサービス ※₅：介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活総合事業のうち、同項第1号ハに規定する第一号生活支援事業であって、前号に規定するサービス又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所</p>																
<p>注 (い) 項三号：共同住宅、寄宿舎又は下宿、(い) 項六号：老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (い) 項八号：診療所、(い) 項九号：巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (は) 項三号：病院、(は) 項四号：老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p>																

- 【参考】
- ◇ 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について(平5住指発225・住街発94)
 - ◇ 「老人福祉センターその他これに類するもの」の取扱いについて(平27国住街107)
 - ◇ 小規模多機能型居宅介護施設(基準総則・集団規定の適用事例 2013(日本建築行政会議) P.133)
 - ◇ 介護予防センター(基準総則・集団規定の適用事例 2013(日本建築行政会議) P.134)
 - ◇ 障害者支援施設(基準総則・集団規定の適用事例 2013(日本建築行政会議) P.135)
 - ◇ 介護老人保健施設(基準総則・集団規定の適用事例 2013(日本建築行政会議) P.137)
 - ◇ 医療保護施設(基準総則・集団規定の適用事例 2013(日本建築行政会議) P.139)
 - ◇ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する施設(基準総則・集団規定の適用事例 2013(日本建築行政会議) P.141)
 - ◇ 視覚障害者情報提供施設(基準総則・集団規定の適用事例 2013(日本建築行政会議) P.144)
 - ◇ 地域活動支援センター(基準総則・集団規定の適用事例 2013(日本建築行政会議) P.145)

参考資料

- 1 愛知県の位置（北緯及び東経）
- 2 愛知県内の垂直積雪量、地表面粗度区分及びV₀の数値
- 3 バリアフリー法関係資料
 - ・ バリアフリー法の概要
 - ・ 建築物移動等円滑化基準チェックリスト
 - ・ 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト
- 4 [平成 23 年版]における削除項目及びその理由
- 5 [平成 29 年版]における削除項目及びその理由

■参考資料

頁	項目	削除の部分	理由
P. 217～ 219	愛知県道路位置指定基準	全て	愛知県のみでの取扱いであるため。

5 [平成 29 年版]における削除項目及びその理由

平成 30 年 4 月 1 日改訂

■基準総則

頁	項目	削除の部分	理由
P. 10	用語の定義 8 スポーツの練習場	全て	「基準総則集団規定の適用事例 2017」（日本建築行政会議編集）で整理されているため。